

令和 7 年 8 月の大雨に係る 高齢者福祉施設等災害復旧の手引き

対象施設：老人福祉法、介護保険法に基づく社会福祉施設等

熊本県健康福祉部長寿社会局

高齢者支援課

令和 7 年（2025 年）8 月 2 1 日時点版

※現時点での情報であり、今後、国の補助内容が具体化するに伴い変更
又は追加する場合があります。

※ご不明な点は高齢者支援課

施設介護班（096 - 333 - 2217）にお尋ねください。

目 次

- 1 社会施設等災害復旧費国庫補助金について・・・P 1
- 2 補助金の交付の流れ等について・・・P 3
- 3 災害復旧補助のスケジュールについて・・・P 4
- 4 災害復旧（補助）の留意点等について・・・P 5
 - （1）災害復旧（補助）の原則等について
 - （2）被災した高齢者福祉施設等の早期復旧について・・・P 7
 - （3）写真について
 - （4）実地調査の着眼点等について・・・P 8
 - （5）工事か所（部分）ごとの所要額の内訳把握について・・・P 10
 - （6）補助条件について
 - （7）熊本県における建設工事等の契約手続き等（参考）・・・P 11
 - （8）各法人の契約手続き等について・・・P 12
- 5 関係資料・・・P 15～
 - ☐ 社会施設等災害復旧費国庫補助の協議について
 - ☐ [参考] 社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて
（平成 29 年 3 月 29 日老高発 0329 第 3 号他厚生労働省関係課長通知）
- 6 問い合わせ先・・・末尾

この手引きの内容は、厚生労働省九州厚生局への確認等や過去の災害復旧事業等に関する資料等を基に、熊本県高齢者支援課で作成したものです。

今後、国からの指示等により、記載内容に変更等が生じる場合がありますので、その際は速やかに関係施設に御連絡します。

1 社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金について

(1) 対象施設及び補助率

※激甚災害指定等により補助率が変更になる場合があります。

施設名	補助率	補助における負担割合		
		国	県	設置主体 (市町村・社会福祉法人等)
老人デイサービスセンター	3 / 4	1 / 2	1 / 4	1 / 4
老人短期入所施設	3 / 4	1 / 2	1 / 4	1 / 4
特別養護老人ホーム	3 / 4	1 / 2	1 / 4	1 / 4
養護老人ホーム	3 / 4	1 / 2	1 / 4	1 / 4
軽費老人ホーム	3 / 4	1 / 2	1 / 4	1 / 4
在宅介護支援センター	3 / 4	1 / 2	1 / 4	1 / 4
認知症高齢者グループホーム	3 / 4	1 / 2	1 / 4	1 / 4
在宅複合型施設	3 / 4	1 / 2	1 / 4	1 / 4
生活支援ハウス	3 / 4	1 / 2	1 / 4	1 / 4
小規模多機能型居宅介護事業所	3 / 4	1 / 2	1 / 4	1 / 4
夜間対応型訪問介護ステーション	3 / 4	1 / 2	1 / 4	1 / 4
介護予防拠点	3 / 4	1 / 2	1 / 4	1 / 4
地域包括支援センター	3 / 4	1 / 2	1 / 4	1 / 4
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	3 / 4	1 / 2	1 / 4	1 / 4
看護小規模多機能型居宅介護事業所	3 / 4	1 / 2	1 / 4	1 / 4
老人福祉センター	2 / 3	1 / 3	1 / 3	1 / 3
介護老人保健施設	3 / 4	1 / 2	1 / 4	1 / 4
訪問看護ステーション	1 / 3	1 / 3	—	2 / 3
介護医療院	3 / 4	1 / 2	1 / 4	1 / 4

(2) 対象金額

80万円以上

※ 対象金額は保険等に対応される分を控除した金額です（保険等に対応されない分が上に記載の金額以上である場合が補助の対象となります）。

(3) 対象経費等

① 基準額

厚生労働大臣に協議して承認を得た額

② 対象経費

災害復旧に必要な工事費、工事請負費及び工事事務費

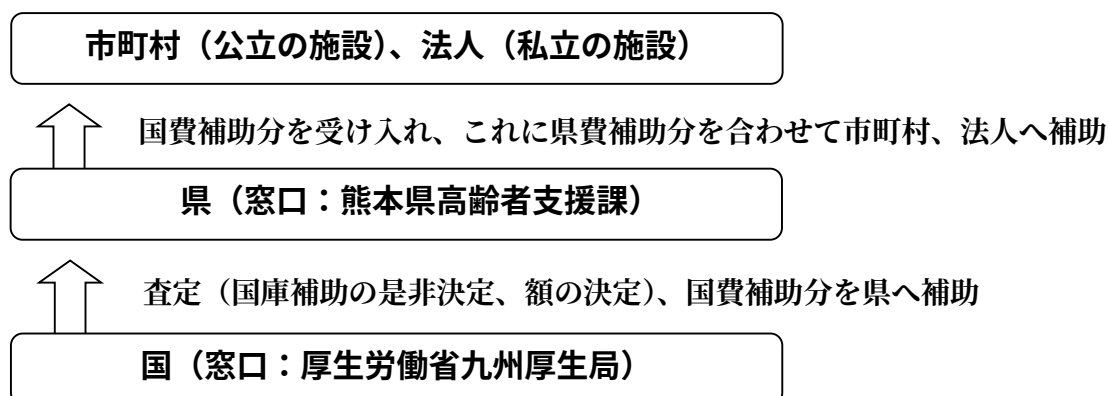
社会福祉施設等の災害復旧（施設の復旧と一体的に復旧されるものであって、厚生労働大臣が必要と認めた復旧を含む。）に必要な工事費又は工事請負費（第2の5に定める費用を除く。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。）

③ 対象外経費

- (1) 土地の買収又は整地に要する費用（災害による地形地盤の変動によって生じた地割れ等の復旧に要する費用を除く。）
 - (2) 既存建物の買収（既存建物を買収することが建物を復旧することより、効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。）に要する費用
 - (3) 職員の宿舎に要する費用
 - (4) 門、囲障、構内の雨水排水設備及び構内通路等の外構整備に要する費用（心身障害児総合通園センターの相談・検査部門に限る。）
 - (5) 災害復旧事業以外の事業の工事施工中に生じた災害に係るもの。
 - (6) 明らかに設計の不備又は工事施工の粗漏に起因して生じたものと認められる災害に係るもの。
 - (7) その他災害復旧費として適当と認められない費用
- ※ 調査前着工を行ったが、写真等により被災の事実が確認できないもの

2 補助金の交付の流れ等について

(1) 補助の体系（補助スキーム）



(2) 補助金交付の流れ

- ① 市町村・法人から県へ協議書類を提出
- ② 県から協議書類を九州厚生局へ提出（発生から 30 日以内）
- ③ 九州厚生局等による実地調査・補助金額の査定（※）
※ 協議書をもとに、被災した施設等に対し九州厚生局担当者が財務省九州財務局担当者の立会のもとで現地調査を行い、査定が行われます。
この査定により、補助の是非決定及び補助額（上限額）が九州厚生局等により決定されます。
- ④ 市町村・法人から県へ交付申請及び事業実績報告書提出
- ⑤ 県から九州厚生局へ交付申請及び事業実績報告書提出
- ⑥ 九州厚生局から県への補助金確定（通知）
- ⑦ 県から市町村・法人へ補助金確定（通知）
- ⑧ 県から市町村・法人へ支払

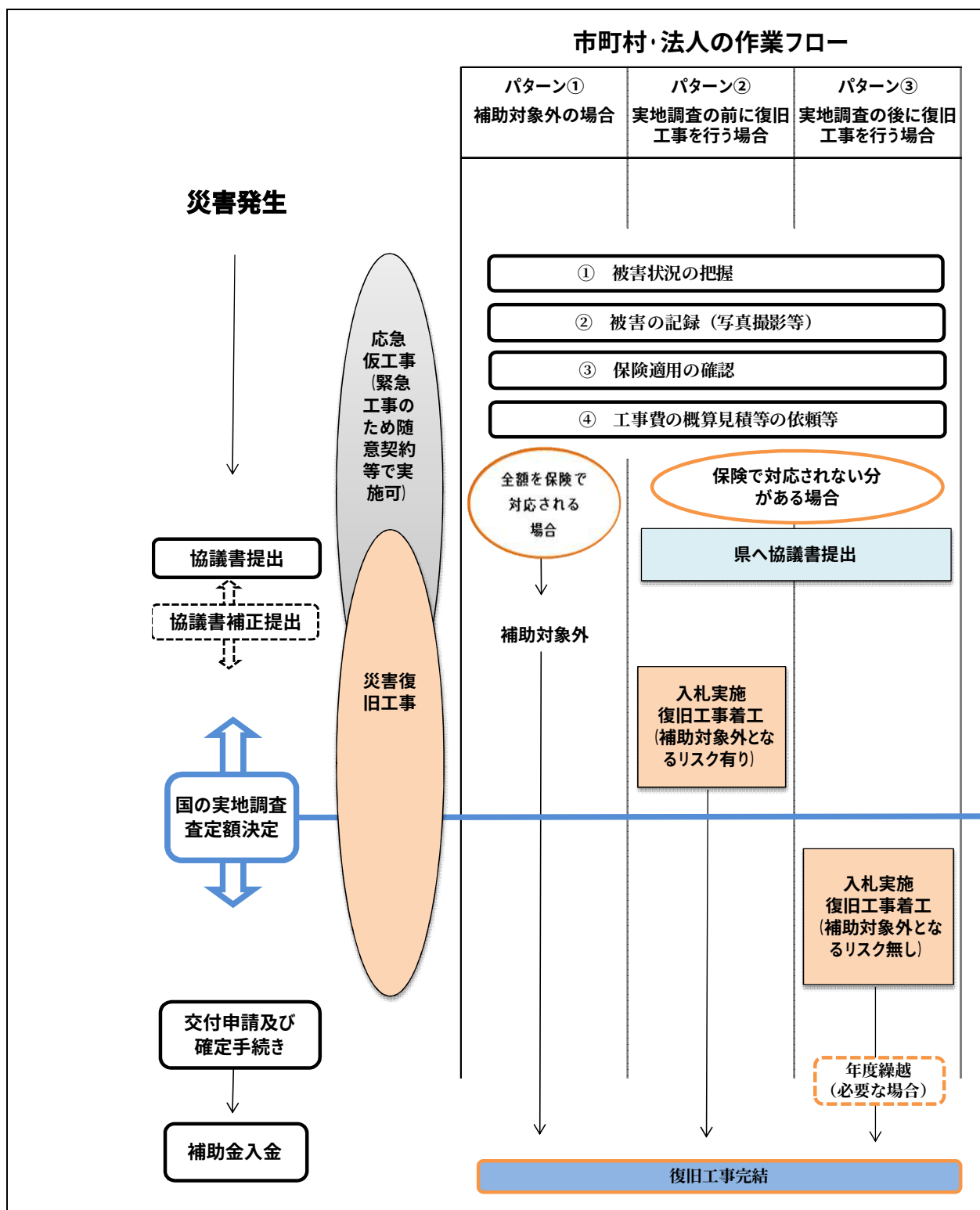
(3) 補助金の入金方法

公立施設・・・県から市町村へのお入金となります。
私立施設・・・県から法人へのお入金となります。

3 災害復旧補助のスケジュールについて

補助金に係るスケジュールを把握できるように下のとおりイメージ図を作成しました。

国の動向等により時期等が変更となる場合があります。



4 災害復旧（補助）の留意点等について

（１）災害復旧（補助）の原則等について

① 原則

災害復旧は、原則的に形状、寸法及び材質の等しい「原形復旧（※）」が基本である。このため、耐震等の強化対策を講じることは可能であるが、災害復旧は原形復旧に係る費用を対象としていることから、耐震の強化に係る費用は自己負担となること。

（※）旧耐震基準により整備された施設であっても、復旧する新耐震基準により整備を行うこととなること。

（出典）平成23年5月6日付け厚生労働省からの事務連絡「東日本大震災により被災した社会福祉施設等の早期復旧について」

② 九州厚生局からの教示事項は次のとおりです。

＜九州厚生局からの教示事項（H28.4.29 連絡要旨）＞

- 災害復旧の補助金は、原形復旧（被災前の位置に被災施設と形状、寸法及び材質の等しい施設に復旧すること）を原則とします。
- 自己負担で耐震対策を講じるなど手厚い復旧を行うことを妨げるものではありませんが、災害復旧費として認めることができるのは原形復旧分のみですので、所要額の精査にあたってはこの点にご留意願います。
※旧耐震基準により整備された施設が、新耐震基準で復旧する場合も災害復旧費補助の対象となります。
- 壁、床、天井のクラックや壁、天井のクロスの損傷
⇒ 原則として充填剤を用いた補修やクラック部分を最小限で覆うことのできる程度の面積分での張り替えなど、必要最低限の修繕。
全面を張り替える等の場合には、配管配電等の他の復旧工事に伴い当該壁等を取り壊さざるを得ない、一面にクラックや破れがあり充填剤による補修では構造上強度不足となる、つぎはぎで補修するよりも経済的である等、相当の理由が必要。

- 壁、床、天井のタイルや瓦やガラスの割れ
⇒ 原則として割れたタイル等の枚数分だけ張り替える。周辺の割れていないものを取り外した場合は再利用するなど、必要最低限の修繕。上記同様、全面を張り替える等の場合には相当の理由が必要。
- 壁等の傾き
⇒ 原則として破損した数量分の取替により補修するなど、必要最低限の修繕。周辺の破損していないもの等、強度上問題のないものについては再利用する。
- 照明等の破損
⇒ 同等あるいはそれ以下の部品を用いて補修。

これらのように、原形復旧とは必要最低限の工事ですので、原形復旧が著しく困難であるか不相当である等、相当の理由がある場合のみ建て替え等の選択となってまいります。建築の専門的な判断を要しますが、必要最低限の工事を行うことを基本として進めていただくようお願いします。（補修や補強で復旧することが可能であるにもかかわらず建て替えをすることは補助対象になりません。）

③ その他留意点

- 災害復旧に係る補助金は、国へ提出する協議書をもとに、被災した施設等に対し九州厚生局担当者が九州財務局担当者の立会のもとで実施調査を行い、査定（補助の是非決定、補助額（上限額）の決定）が行われます。
- 査定により補助対象として認められなかった費用は自己負担となります。
- 仮に実地調査・査定が行われる前に、施設の設置者の判断で、工事を実施された場合において、実地調査・査定により認められなかった場合は、施設設置者の自己負担となります。
特に建て替え等、大規模な復旧工事の実施を検討されている場合は、法人・施設の運営に重大な影響を与えることとなりますので、実施前に当課の担当者に御連絡いただきますようお願いいたします。

(2) 被災した高齢者福祉施設等の早期復旧について

災害復旧工事については、速やかに施設運営の再開を図るため、必要に応じて応急仮工事を施すとともに、可能なものから災害復旧工事の早期着工に努めてください。

なお、応急仮工事及び災害復旧工事の着工は、協議書提出及び九州厚生局等の実地調査より以前においても可能ですが、写真等により被災状況を的確に記録し、実地調査等に支障が生じないように留意してください。

(3) 写真について

協議書に添付いただく写真のほかに、実地調査で必要となる場合がありますので、被害箇所を隅々まで撮影して保管しておいてください。

写真は、被災状況を的確に記録し、メジャー等を添える等、被災の規模・程度等が把握できるよう撮影してください。

実地調査前に着工を行ったが、写真等により被災の事実が確認できないものは補助の対象外となりますので注意してください。

下に H28.4.29 に九州厚生局から教示があった事項を記載しますが、協議書にこのレベルの写真等を添付することは困難な場合は、できる範囲での資料で提出してください。

なお、実地調査等で正確な写真が必要となる場合がありますので施設で保管をお願いします。

＜九州厚生局からの教示事項（H28.4.29 連絡要旨）＞

被災した箇所やその寸法等が分かるよう写真等で記録してください。

被災写真は、被災状況の確認、復旧事業としての要件、復旧範囲、復旧工法の適否の判断資料として重要なものとなります。早期復旧の観点から、実地調査前に工事着工を行うこととなりますが、災害復旧費として見積書に計上する工事内容を立証できるものをご用意願います。

- ・ 全ての被災箇所（全景・近接）を撮影。撮影延長が長くなる場合は継ぎ写真（起点終点がわかること）とし、近接写真についてはその場所が分かるよう遠景写真も撮影。
- ・ ピンぼけや被災箇所の撮影欠如がないこと。
- ・ 被災の状況が明確に分かるもの。（例えば、屋根に被害を受けている場合、ブルーシートを一度撤去いただき、被害の範囲が明確に分かる状況を撮影）
- ・ 撮影年月日の表示。
- ・ メジャー等を添えるなどしてその大きさ・数量が分かるもの。（メジャー等の数値

が判読できるもの)

- ・写真の説明文は写真内ではなく写真外へ記入。
- ・壁、床、天井のクラックや壁、天井のクロスの損傷→長さや面積が確認できるよう、メジャー等を一緒に写し込む。(平面図、立面図への記載)
- ・壁、床、天井のタイルや瓦やガラスの割れ→割れたタイル等について、外した状態では被災によるものとの確認が困難であり、可能であれば取り外す前を撮影いただくことが望ましい。写真には割れたタイル等の数量を記入。(平面図、立面図への記載)
- ・壁等の傾き→被災箇所と一緒に当該箇所における水平器、水準器等の数値を写し込む等、傾きの角度が分かるもの。(平面図、立面図への記載)
- ・照明等の破損→破損箇所全ての撮影。(平面図、立面図への記載)

(4) 実地調査の着眼点等について

九州厚生局等において実施される実地調査においては、通常、次のような点が着眼点として考えられます。

これを参考として、応急仮工事及び災害復旧工事を実施されるとともに、この着眼点について、実地調査の際に書類で説明できるように御準備をお願いします。

○申請額が国庫補助基準額（80 万円以上）以上であること。

○災害によって被災した災害復旧費国庫補助の対象施設（部分）であること。

特に、併設等施設については、

- ・国庫補助対象施設（部分）に係る所要額であることが明確にされているか。
- ・共有部分の所要額が適切な按分方法により算出されているか。

○被害状況（箇所、程度）を確認出来る写真や図面が整っていること。

特に、

- ・写真、図面及び見積書等に共通番号等を付すなどにより、写真と図面が、見積書等における積算内訳のどこに該当するかが明確になっているか。
- ・修繕済の場合、修繕前、修繕後の写真（※：必要に応じ修繕内容が分かる写真も加える）を添付して、比較できることが望ましい。
- ・機械内部の故障や建具の動作不具合など、写真では被害が確認出来ない（外見では判断できない）ものについては、第三者による調査報告書（被害状況報告）や意見書など、被害状況が確認出来る資料が添付されていること。

○復旧内容（工事内容）と積算根拠が明確であること。

（業者等からの見積書に詳細な内訳が記載されていること）

○復旧工法が複数想定される場合、費用対効果や原形復旧の原則を踏まえ選定されていること。

○複数者から見積もりを徴すること。

○明らかに設計の不備又は工事施工の粗漏に起因したものが含まれていないこと。

○著しく維持管理の義務を怠ったことに起因して生じたものが含まれていないこと

(5) 工事か所（部分）ごとの復旧所要額の内訳把握について

(4)「**実地調査の着眼点等について**」の中で見積書について「**詳細な内訳が記載されていること**」と記載していますが、当該施設の工事を一括して依頼（契約）される場合も、工事箇所（部分）ごとの復旧所要額が分かるように、見積書や工事請負契約金額内訳書等を徴しておいてください。

これは、補助対象工事及び補助対象外工事を一括して依頼（請負契約等）された場合において、補助対象の復旧所要額を算定するためです。

(6) 補助条件（入札等の契約手続き等）について

補助金の交付を受ける場合は、国の交付要綱により条件が付されます。

詳細は別紙＜＜補助条件＞＞のとおりです。

このうち、工事に係る契約手続きについては、次の条件が付されます。

地方公共団体以外の者が事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど都道府県又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。

よって、工事の実施（契約・購入等）にあたっては、熊本県が行う契約手続きの取扱いに準拠して実施していただく必要がありますので、(7)に熊本県が行う建築工事等の契約手続き（契約の相手方の選定手続き部分）を記載しますので、参考にしてください。

契約手続き等について、ご不明な点は当課担当者又は市町村担当課に御相談ください。

※ 補助金の申請について上の条件が付される他、社会福祉法人においては、その入札手続き等について、次の規定がありますので留意してください。

「社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて」（平成12年2月17日付け社援施第7号）…別添のとおり

(7) 熊本県における建築工事等の契約手続き等（参考）

① 原則

熊本県における建設関係工事を発注する際の契約の相手方の選定方法は次のとおりです。

設計金額 3,000 万円以上…条件付一般競争入札方式
設計金額 3,000 万円未満…指名競争入札方式（10 者を指名）
設計金額 250 万円以下 …随意契約（原則として 3 者から見積書を徴する）が可能

② 災害による緊急工事

緊急工事の発注にあたっては、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 5 号及び熊本県会計規則第 95 条第 1 項第 4 号の規定による随意契約を適切に活用し、迅速な工事発注が可能となっています。

ただし、随意契約については、次の事項に留意し、その適正な運用を図ることとなっています。

- 1 工事請負契約の契約相手先の選定については本来競争入札によることが原則であり、任意に特定の者を選定する随意契約は限定的に運用されるべきものであること。
従って、単独見積の随意契約については、災害により緊急に工事を施工する必要があり、他の者から見積書を徴するいとまがないときに限って運用されるべきものであること。
- 2 災害による緊急工事において単独見積の随意契約を行う場合は、その内容と業者選定理由を記載のうえ保管しておくこと。

参考

- 地方自治法施行令第 167 条の 2
地方自治法第 234 条第 2 項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。
＜略＞
（5）緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
＜略＞
- 会計規則第 95 条
契約担当者は、随意契約によろうとするときは、2 人以上から見積書を徴しなければならない。～ 中略 ～
次の各号のいずれかに該当するときは 1 人から見積書を徴することができる。
＜略＞
（4）災害により緊急に施行する必要がある、他の者から見積書を徴するいとまがないとき。
＜略＞

(8) 各法人の契約手続き等について

契約の相手方の選定方法（入札によるのか、随意契約によるのか、随意契約による場合においては相見積とするのか単独見積とするのか）については、上の（７）を照らし、適切に判断いただくようお願いします。

被災の内容と必要な工事は施設ごとに異なりますので、この取扱いを一律に定めることはできませんが、下に参考となる考え方をお示しします。

各施設において判断が難しい場合は、当課（県高齢者支援課）に御連絡いただきますようお願いいたします。

(7) の②の取扱い（随意契約の活用）が通常妥当と考えられる工事	復旧工事完了までに長期間を要する見込みの場合で、業務に支障をきたす等の理由により緊急に施行しなければならない工事
(7) の①の取扱いが通常妥当と考えられる工事	緊急に復旧しなければ業務上著しく支障があると認め難いもの (1) 被災施設等と同種の施設に余裕のあるもの (2) 建物の補修の必要性はあるが緊急性の乏しいもの など

※ この取扱いにより、1の施設の工事について、随意契約による工事と入札による工事に分かれる場合が想定されます。

[補足]

- ① 工事の契約に際しては、施設の設置者（法人）の経理規程等に従い所定の手続きを経るとともに、契約方法を対外的に説明できるようにしておいてください。
- ② 入札や相見積については、建設・建築業者への工事集中等により、入札参加依頼に対して入札を辞退される場合や、見積書提出依頼に対して見積書提出を辞退される場合等が想定されます。
補助金の交付申請等に当たっては、このような状況にあっても、所定の手続きを経ること（及びその過程を書面で残しておくこと）が重要ですので、この手続きの過程が後に残るように、依頼は書面等で行い、入札等の辞退についても書面で残るようにしておいてください。
- ③ 国の実地調査の際等は通常、複数者の見積書の提出を求められます。複数者の見積書が無い場合は、通常その理由を尋ねられます。

社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金交付要綱

(関係部分を抜粋し、市町村又は社会福祉法人等に適用される場合の読み替えをしています。)

(交付の条件)

7 災害復旧費補助金の交付の決定は、次の条件が付されるものとする。

ア 事業の内容のうち、次のものを変更する場合には、当該都道府県の区域を管轄する都道府県知事の承認を受けなければならない。

(ア) 建物の規模、構造又は用途（施設の機能を著しく変更しない程度の軽微な変更を除く。）

(イ) 建物の設置場所の変更

(ウ) 入所定員又は利用定員

イ 事業を中止し、又は廃止する場合には、都道府県知事の承認を受けなければならない。

ウ 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに都道府県知事に報告してその指示を受けなければならない。

エ 事業により取得し又は効用の増加した不動産及びその従物については、適化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、都道府県知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し又は廃棄してはならない。

オ 都道府県知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を都道府県に納付させることがある。

カ 事業により取得し又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

キ 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、別紙9の様式により速やかに都道府県知事に報告しなければならない。

なお、事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、都道府県知事に報告があった場合には、当該仕入控除税額の全部又は一部を都道府県に納付させることがある。

ク この補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙7の様式による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、地方公共団体以外の者にあつては、前記の調書に替えて事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

- ケ 地方公共団体以外の者が事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。
- コ 事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。
- サ 地方公共団体以外の者が事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど都道府県又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。
- シ この補助金に係る補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金の交付を受けてはならない。

5 関係資料

- ☐ 社会施設等災害復旧費国庫補助の協議について
- ☐ [参考] 社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて
(平成 29 年 3 月 29 日老高発 0329 第 3 号他厚生労働省関係課長通知)

社 援 発 1125 第 2 号
老 発 1125 第 5 号
令 和 6 年 11 月 25 日

都 道 府 県 知 事
指 定 都 市 市 長
各 中 核 市 市 長 殿

厚生労働省社会・援護局長
(公 印 省 略)

厚生労働省老健局長
(公 印 省 略)

「社会福祉施設等災害復旧費国庫補助の協議について」の一部改正について

標記の国庫補助金の協議については、平成21年2月13日雇児発第0213001号、社援発第0213003号、老発第0213001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長通知「社会福祉施設等災害復旧費国庫補助の協議について」により行うこととされているが、今般、同通知の一部を別紙新旧対照表のとおり改正し、令和6年4月1日以降発生 of 災害（別紙 社会福祉施設等災害復旧費事務取扱要領2（1）イについては、令和6年6月21日以降発生 of 災害）から適用することとしたので通知する。

については、貴管内の社会福祉法人等（各都道府県知事におかれては管内市町村を含む。）に対する本通知の周知につき配慮願いたい。

社会福祉施設等災害復旧費事務取扱要領一部改正 新旧対照表

改正後	改正前
別 紙 社会福祉施設等災害復旧費事務取扱要領 1 被災状況の報告等 災害発生に際しては、「災害発生時における社会福祉施設等の被災状況の把握等について」<u>（令和6年11月6日付子成事第719号・社援発1106第4号・障発1106第1号・老発1106第1号）</u>の2（1）及び2（2）①に基づき、管内社会福祉施設等の被害状況について迅速かつ的確な把握に努めるとともに、社会・援護局福祉基盤課あて報告すること。 2 被災後の事務処理 （1）協議の対象事業及び対象経費 ア 協議の対象となる事業は、別紙に掲げる施設の災害復旧事業であること。 ただし、厚生労働大臣が別に定める施設の災害復旧事業に要する経費については、この限りでない。この場合において、厚生労働大臣が別に定める施設は、社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）の第2の2、3及び4の表において「その他施設」として取り扱われるものとする。 イ 施設整備（施設と一体的な設備を含む。）については災害復旧費協議額一件につき80万円以上であること。 <u>ただし、交付要綱に定める施設及び「厚生労働省所管補助施設災害復旧費実地調査要領（令和6年6月21日付会発第0621第1号）」別表1の社会福祉施設等を一箇所（同一敷地内及び機能的に同一敷地内とみなされる位置に所在するもの）で複数運営する施設（以下「複合施設」という。）については複合施設ごとに80万円以上であること。</u> （2）～（5）略 3 略	別 紙 社会福祉施設等災害復旧費事務取扱要領 1 被災状況の報告等 災害発生に際しては、「災害発生時における社会福祉施設等の被災状況の把握等について」<u>（令和5年10月11日付子成事第529号・社援発1020第1号・障発1020第1号・老発1020第1号）</u>の2（1）及び2（2）①に基づき、管内社会福祉施設等の被害状況について迅速かつ的確な把握に努めるとともに、社会・援護局福祉基盤課あて報告すること。 2 被災後の事務処理 （1）協議の対象事業及び対象経費 ア 協議の対象となる事業は、別紙に掲げる施設の災害復旧事業であること。 ただし、厚生労働大臣が別に定める施設の災害復旧事業に要する経費については、この限りでない。この場合において、厚生労働大臣が別に定める施設は、社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）の第2の2、3及び4の表において「その他施設」として取り扱われるものとする。 イ 施設整備（施設と一体的な設備を含む。）については災害復旧費協議額一件につき80万円以上であること。 （2）～（5）略 3 略

社会福祉施設等災害復旧費事務取扱要領一部改正 新旧対照表

別 紙 社会福祉施設等施設整備費災害復旧費対象施設		別 紙 社会福祉施設等施設整備費災害復旧費対象施設	
施設名等	施設名等	施設名等	施設名等
社会福祉施設等		社会福祉施設等	
保護施設	救護施設 更生施設 宿所提供施設 授産施設	保護施設	救護施設 更生施設 宿所提供施設 授産施設
老人福祉施設	特別養護老人ホーム 養護老人ホーム 軽費老人ホーム 老人福祉センター（※） 老人デイサービスセンター 老人短期入所施設 老人介護支援センター（※）	老人福祉施設	特別養護老人ホーム 養護老人ホーム 軽費老人ホーム 老人福祉センター（※） 老人デイサービスセンター 老人短期入所施設 老人介護支援センター（※）
老人保健等施設	介護老人保健施設 介護医療院 <u>訪問看護事業所</u> 在宅介護支援センター 認知症高齢者グループホーム 生活支援ハウス	老人保健等施設	介護老人保健施設 介護医療院 <u>訪問看護ステーション</u> 在宅介護支援センター 認知症高齢者グループホーム 生活支援ハウス
身体障害者社会参加支援施設	身体障害者福祉センター 補装具製作施設 視聴覚障害者情報提供施設 盲導犬訓練施設	身体障害者社会参加支援 施設	身体障害者福祉センター 補装具製作施設 視聴覚障害者情報提供施設 盲導犬訓練施設
<u>女性自立支援施設等</u>	<u>女性自立支援施設</u> 一時保護所 <u>女性相談支援センター</u>	<u>婦人保護施設</u>	<u>婦人保護施設</u> 一時保護所 <u>婦人相談所</u>
障害者支援施設等	障害者支援施設 障害福祉サービス事業所（療養介護事業、生活介護事業、自立訓練事業、就労移行支援事業及び就労継続支援事業を行うものに限る。） 居宅介護事業所 重度訪問介護事業所 同行援護事業所 行動援護事業所 短期入所事業所 就労定着支援事業所 自立生活援助事業所	障害者支援施設等	障害者支援施設 障害福祉サービス事業所（療養介護事業、生活介護事業、自立訓練事業、就労移行支援事業及び就労継続支援事業を行うものに限る。） 居宅介護事業所 重度訪問介護事業所 同行援護事業所 行動援護事業所 短期入所事業所 就労定着支援事業所 自立生活援助事業所

社会福祉施設等災害復旧費事務取扱要領一部改正 新旧対照表

その他の社会福祉施設等	共同生活援助事業所 相談支援事業所 地域活動支援センター 福祉ホーム 社会事業授産施設 隣保館 生活館 生活困窮者・ホームレス自立支援センター 日常生活支援住居施設 盲人ホーム 地域福祉センター 社会福祉士養成施設 介護福祉士養成施設 へき地保健福祉館（※） 在宅複合型施設 小規模多機能型居宅介護事業所 <u>夜間対応型訪問介護事業所</u> 介護予防拠点 地域包括支援センター 定期巡回・随時対応型訪問介護事業所 看護小規模多機能型居宅介護事業所 市町村障害者生活支援センター	その他の社会福祉施設等	共同生活援助事業所 相談支援事業所 地域活動支援センター 福祉ホーム 社会事業授産施設 隣保館 生活館 生活困窮者・ホームレス自立支援センター 日常生活支援住居施設 盲人ホーム 地域福祉センター 社会福祉士養成施設 介護福祉士養成施設 へき地保健福祉館（※） 在宅複合型施設 小規模多機能型居宅介護事業所 <u>夜間対応型訪問介護ステーション</u> 介護予防拠点 地域包括支援センター 定期巡回・随時対応型訪問介護事業所 看護小規模多機能型居宅介護事業所 市町村障害者生活支援センター
（注）※の施設については、施設と一体的な設備は対象外。 様式第 1 号～ 2 号 略		（注）※の施設については、施設と一体的な設備は対象外。 様式第 1～ 2 号 略	

(参考 改正後全文)

雇児発第0213001号
社援発第0213003号
老発第0213001号
平成21年2月13日
第一次改正 省 略
第二次改正 省 略
第三次改正 省 略
第四次改正 省 略
第五次改正 省 略
第六次改正
社援発0607第10号
老発0607第1号
令和6年11月6日
社援発1125第2号
老発1125第5号

都道府県知事
指定都市市長 殿
各 中核市市長

厚生労働省社会・援護局長

厚生労働省老健局長

社会福祉施設等災害復旧費国庫補助の協議について

標記については、被災施設の災害復旧事業を円滑に実施するため、別紙のとおり「社会福祉施設等災害復旧費事務取扱要領」を定め、令和6年4月1日以降発生 of 災害（別紙 社会福祉施設等災害復旧費事務取扱要領2（1）イについては、令和6年6月21日以降発生 of 災害）から適用することとしたので、了知のうえ、管内市町村及び社会福祉法人等に周知徹底を図るよう配慮願いたい。

なお、平成20年3月31日以前に発生した災害については、従前の例による。

別 紙

社会福祉施設等災害復旧費事務取扱要領

1 被災状況の報告等

災害発生に際しては、「災害発生時における社会福祉施設等の被災状況の把握等について」（令和6年11月6日付こ成事第719号・社援発1106第4号・障発1106第1号・老発1106第1号）の2（1）及び2（2）①に基づき、管内社会福祉施設等の被害状況について迅速かつ的確な把握に努めるとともに、社会・援護局福祉基盤課あて報告すること。

2 被災後の事務処理

（1）協議の対象事業及び対象経費

ア 協議の対象となる事業は、別紙に掲げる施設の災害復旧事業であること。

ただし、厚生労働大臣が別に定める施設の災害復旧事業に要する経費については、この限りでない。この場合において、厚生労働大臣が別に定める施設は、社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）の第2の2、3及び4の表において「その他施設」として取り扱われるものとする。

イ 施設整備（施設と一体的な設備を含む。）については災害復旧費協議額一件につき80万円以上であること。

ただし、交付要綱に定める施設及び「厚生労働省所管補助施設災害復旧費実地調査要領（令和6年6月21日付会発第0621第1号）」別表1の社会福祉施設等を一箇所（同一敷地内及び機能的に同一敷地内とみなされる位置に所在するもの）で複数運営する施設（以下「複合施設」という。）については複合施設ごとに80万円以上であること。

（2）協議書類及び提出部数

ア 社会福祉施設等災害復旧費国庫補助協議総括表（様式第1号） 3部

イ 社会福祉施設等災害復旧費国庫補助協議書（様式第2号） 1部

（3）負担割合

災害復旧事業に要する経費に係る国、都道府県、指定都市、中核市の負担割合は、交付要綱に定めるところによるものとする。

なお、当該災害が、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）」により激甚災害として指定された場合には、国の負担割合の変更がある。

(4) 提出期限

協議書類は、(項) 社会福祉施設整備費分及(項) 介護保険制度運営推進費分とに区分し、当該都道府県の区域を管轄する地方厚生局(徳島県、香川県、愛媛県及び高知県にあつては四国厚生支局、以下「地方厚生(支)局」という。)あて災害発生の日から30日以内に提出すること。

(5) 協議に当たっての留意すべき事項

- ア 被害状況の把握に当たっては、財務省財務局の調査と極端に相違することのないよう的確を期すること。
- イ 報告期限については、当該年度における予算執行に当たっての予備費要求等との関連もあるので厳守すること。

3 災害復旧事業の早期着工

被災後は速やかに施設運営の再開を図るため、所管局及び地方厚生(支)局と連絡を密にし、必要に応じ応急仮工事を施すとともに、災害復旧工事の早期着工に努めること。

なお、応急仮工事及び災害復旧工事を行うに当たっては、都道府県(指定都市、中核市)担当部局の指導のもと写真等により被災状況を的確に記録し、実地調査等に支障を生じないように留意すること。

別 紙

社会福祉施設等施設整備費災害復旧費対象施設

施 設 名 等	施 設 名
社 会 福 祉 施 設 等	
保 護 施 設	救護施設 更生施設 宿所提供施設 授産施設
老 人 福 祉 施 設	特別養護老人ホーム 養護老人ホーム 軽費老人ホーム 老人福祉センター（※） 老人デイサービスセンター 老人短期入所施設 老人介護支援センター（※）
老 人 保 健 等 施 設	介護老人保健施設 介護医療院 訪問看護事業所 在宅介護支援センター 認知症高齢者グループホーム 生活支援ハウス
身体障害者社会参加支援施設	身体障害者福祉センター 補装具製作施設 視聴覚障害者情報提供施設 盲導犬訓練施設
女 性 自 立 支 援 施 設 等	女性自立支援施設 一時保護所 女性相談支援センター
障 害 者 支 援 施 設 等	障害者支援施設 障害福祉サービス事業所（療養介護事業、生活介護事業、自立訓練事業、就労移行支援事業及び就労継続支援事業を行うものに限る。） 居宅介護事業所 重度訪問介護事業所 同行援護事業所

その他の社会福祉施設等

行動援護事業所
短期入所事業所
就労定着支援事業所
自立生活援助事業所
共同生活援助事業所
相談支援事業所
地域活動支援センター
福祉ホーム
社会事業授産施設
隣保館
生活館
生活困窮者・ホームレス自立支援センター
日常生活支援住居施設
盲人ホーム
地域福祉センター
社会福祉士養成施設
介護福祉士養成施設
へき地保健福祉館（※）
在宅複合型施設
小規模多機能型居宅介護事業所
夜間対応型訪問介護事業所
介護予防拠点
地域包括支援センター
定期巡回・随時対応型訪問介護事業所
看護小規模多機能型居宅介護事業所
市町村障害者生活支援センター

（注）※の施設については、施設と一体的な設備は対象外。

様式第2号

社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金協議書

施設種類		名称		設置主体	
所在地		設置年月日			
建物の規模・構造					
罹災年月日		災害の種類			
被害の概況	発生原因等				
	主要部分の破損状況				
入所者の状況					
被害の概算額					
災害復旧所要額 及びその内訳	区分	員数	単価	金額	摘要
			円	円	
	計			0	
備考					

(注) 災害箇所は、別添建物配置図朱記のとおり。
(写真も添付するときは番号を付し、災害箇所と対比させること。)

様式第2号(記載例)

社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金協議書

(例:台風)

施設種類	救護施設	名称	〇〇〇寮		設置主体	社会福祉法人〇〇会
所在地	〇〇県〇〇市〇〇1番地				設置年月日	昭和〇年〇月〇日
建物の規模・構造		コンクリートブロック造平屋建757.5㎡屋根コンクリート防水モルタル				
罹災年月日		平成〇年〇月〇日	災害の種類	台風〇〇号		
被害の概況	発生原因等	〇日9時暴風雨圏内に入り、平均風速25m、日雨量414mm、連続4時間雨量234mm、1時間最大雨量93mmを記録した。当市に災害救助法適用。				
	主要部分の破損状況	同12時〇〇川が氾濫し、床上120cmまで浸水した。このため、各室の床、壁、電気設備に被害を受けた。				
入所者の状況		近隣の小学校に避難したため被害者はなかった。				
被害の概算額		2,202,000円				
災害復旧所要額及びその内訳	区分	員数	単価	金額	摘要	
			円	円		
	内装工事	一式		1,135,520	別添設計(見積)書のとおり。	
	建具工事	一式		421,350		
	電気工事	一式		358,700		
	諸経費	一式		286,430		
計				2,202,000		
備考	内装、建具については、手配済、電気工事は手配中である。					

(注) 災害箇所は、別添建物配置図朱記のとおり。
(写真も添付するときは番号を付し、災害箇所と対比させること。)

雇児総発 0329 第 1 号
社援基発 0329 第 1 号
障 企 発 0329 第 1 号
老 高 発 0329 第 3 号
平成 29 年 3 月 29 日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿
中 核 市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長

社会・援護局福祉基盤課長

社会・援護局障害保健福祉部企画課長

老 健 局 高 齢 者 支 援 課 長

（ 公 印 省 略 ）

社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて

社会福祉法人における契約等の取扱いについては、「社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて」（平成 12 年 2 月 17 日付け社援施第 7 号厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課長、社会・援護局企画課長、社会・援護局施設人材課長、老人保健福祉局老人福祉計画課長、児童家庭局企画課長連名通知。以下「旧通知」という。）により行われているところであるが、社会福祉法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 21 号）により、経営組織のガバナンスの強化、事業運営の透明性の向上、財務規律の強化等が図られることで、適正かつ公正な支出管理が自律的に確保できる法人体制となることを踏まえ、事前及び事後の確認により適正な契約を担保することとし、次のとおり、社会福祉法人における入札契約等の取扱いを見直し、平成 29 年 4 月 1 日より適用することといたしました。また、旧通知については、同日をもって廃止します。

各都道府県、指定都市及び中核市におかれましては、本通知の内容等を御了知いただき、各社会福祉法人に周知いただくとともに、都道府県におかれましては、貴管内の市（指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。）に対して周知いただきますようお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 9 第 1 項及び第 3 項の規定に基づき都道府県又は市（特別区を含む。）が法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準として発出するものであることを申し添えます。

記

1 入札契約関係について

各法人の行う入札契約については、法人運営の一層の明確化を図るため、随意契約及び競争契約についての基準を示してきたところであるが、その重要性はいまだ変わるものではなく、今後、各法人の策定する経理規程についても、以下の事項を踏まえ、明確に規定すること。

- (1) 理事長が契約について職員に委任する場合は、その委任の範囲を明確に定めること。
- (2) 契約に関する具体的事務処理を契約担当者以外の職員に行わせることは差し支えないこと。
- (3) 随意契約によることができる場合の一般的な基準は次のとおりとする。

ア 売買、賃貸借、請負その他の契約でその予定価格が別表に掲げる区分に応じ同表右欄に定める額を超えない場合（各法人において、別表に定める額より小額な基準を設けることは差し支えないこと）

イ 契約の性質又は目的が競争入札に適さない場合

- ① 不動産の買入れ又は借入れの契約を締結する場合
- ② 特殊な技術、機器又は設備等を必要とする工事で、特定の者と契約を締結しなければ契約の目的を達成することができない場合
- ③ 既設の設備の密接不可分の関係にあり、同一施工者以外の者に施工させた場合、既設の設備等の使用に著しい支障が生じる恐れがある設備、機器等の増設、改修等の工事を行う場合
- ④ 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができない場合
- ⑤ 契約の目的物が代替性のない特定の位置、構造又は物質である場合
- ⑥ 日常的に消費する食料品や生活必需品の購入について、社会通念上妥当と認められる場合

ウ 緊急の必要により競争に付することができない場合

- ① 電気、機械設備等の故障に伴う緊急復旧工事を行う場合
- ② 災害発生時の応急工事及び物品購入等を行う場合
- ③ メチシリン耐性黄色ブドウ球菌（MR S A）等の感染を防止する消毒設備の購入など、緊急に対応しなければ入所者処遇に悪影響を及ぼす場合

エ 競争入札に付することが不利と認められる場合

- ① 現に契約履行中の工事に直接関連する契約を現に履行中の契約者以外の者に履行させることが不利である場合
- ② 買入れを必要とする物品が多量であって、分割して買入れなければ売惜しみその他の理由により価格を騰貴させる恐れがある場合
- ③ 緊急に契約をしなければ、契約する機会を失い、又は著しく不利な価格をもって契約をしなければならない恐れがある場合
- ④ ただし、予定価格が1,000万円を超える施設整備及び設備整備を行う場合は、前記②及び③の適用は受けない。

オ 時価に比して有利な価格等で契約を締結することができる見込みのある場合

- ① 物品の購入に当たり、特定の業者がその物品を多量に所有し、しかも他の業者が所有している当該同一物品の価格に比して有利な価格でこれを購入可能な場合
- ② 価格及びその他の要件を考慮した契約で他の契約よりも有利となる場合

③ ただし、予定価格が 1,000 万円を超える設備整備を行う場合は、前記①及び②の適用は受けない。

カ 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいない場合（契約保証金及び履行期限を除き、最初競争に付するときに定めた予定価格その他条件を変更することはできないこと）

キ 落札者が契約を締結しない場合（落札金額の制限内での随意契約であるとともに、履行期限を除き、最初競争に付するときに定めた条件を変更することはできないこと）

(4) 価格による随意契約（(3) アの契約をいう。）は、3 社以上の業者から見積もりを徴し比較するなど、適正な価格を客観的に判断すること。ただし、契約の種類に応じて、下記の金額を超えない場合には、2 社以上の業者からの見積もりで差し支えないこと。

- ・ 工事又は製造の請負：250 万円
- ・ 食料品・物品等の買入れ：160 万円
- ・ 上記に掲げるもの以外：100 万円

また、見積もりを徴する業者及びその契約の額の決定に当たっては、公平性、透明性の確保に十分留意することとし、企画競争等を行うことが望ましいこと。

なお、継続的な取引を随意契約で行う場合には、その契約期間中に、必要に応じて価格の調査を行うなど、適正な契約の維持に努めること。

(5) 予定価格の定め方は次のとおりとする。

ア 予定価格は、競争入札に付する事項の価格の総額について定めなければならない。ただし、一定期間継続してする製造、修理、加工、売買、供給、使用等の契約で、燃料の契約など品質、価格が安定していて、契約を反復して締結する必要がないものなどは、単価についてその予定価格を定め、見込み数量を勘案した総額をもって決定することができる。

イ 予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について、前年度の実績や当該年度の予算を参考に取引の実例価格、需要の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならない。

なお、施設整備などの契約の場合は、設計事務所に意見を徴するなどにより予定価格を定めるものとする。

(6) 施設整備に係る契約については、平成 13 年 7 月 23 日付雇児発第 488 号・社援発第 1275 号・老発第 274 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知「社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督の徹底について」に変更を加えるものではない。

また、「社会福祉施設等施設整備費の国庫補助について」（厚生労働事務次官通知）等に係る施設整備に係る契約については、交付の条件によること。

(7) 会計監査に係る契約については、(3) から (5) までにかかわらず、随意契約が可能であること。

具体的には、複数の会計監査人候補者から提案書等を入手し、法人において選定基準を作成し、提案内容について比較検討のうえ、選定すること。なお、価格のみで選定することは適当ではないこと。

また、複数の会計監査人候補者から提案書等を入手するにあたっては、日本公認会

計士協会のホームページにおいて公表されている公会計協議会社会保障部会の部会員リストを参考資料として活用できること。

- (8) 重要な契約については、法第 45 条の 13 第 4 項に基づき、理事会において決定するとともに、理事長及び業務執行理事は、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号。以下「法」という。）第 45 条の 16 第 3 項に基づき、契約結果等を理事会に報告しなければならないこと。

2 計算書類等の扱いについて

会計帳簿については、法第 45 条の 24 に基づき、適時に正確な会計帳簿を作成するとともに、会計帳簿の閉鎖の時から 10 年間、会計帳簿及び事業に関する重要な資料を保存しなければならないこと。また、契約に係る証憑書類についても、同様に保存すること。

計算書類については、法第 45 条の 27 に基づき、毎会計年度終了後 3 月以内に計算書類及び附属明細書を作成するとともに、計算書類を作成した時から 10 年間、計算書類及び附属明細書を保存しなければならないこと。

財産目録については、法 45 条の 34 に基づき、毎会計年度終了後 3 月以内に作成するとともに、5 年間保存しなければならないこと。

別 表

区分	金額
会計監査を受けない法人	1,000 万円
会計監査を受ける法人 ※会計監査人設置法人及び会計監査人を設置せずに公認会計士又は監査法人による会計監査を受ける法人	法人の実態に応じて、下記金額を上限に設定 (上限額) ・ 建築工事：20 億円 ・ 建築技術・サービス：2 億円 ・ 物品等：3,000 万円

6 問い合わせ先

熊本県健康福祉部長寿社会局高齢者支援課

施設介護班 096-333-2217

【郵送及びメール送信先】

郵送先宛名

〒862-8570

熊本市中央区水前寺6丁目18番1号

熊本県健康福祉部長寿社会局高齢者支援課

提出先メールアドレス

shisetsu-houkoku@pref.kumamoto.lg.jp